

広社協発第 2648 号
令和 3 年 3 月 23 日

各養成施設長 様

(社福) 広島県社会福祉協議会事務局長
(生活支援課)
[公 印 省 略]

令和 3 年度広島県介護福祉士修学資金等貸付事業 借受申請書類の提出について

みだしのことについて、「介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金貸付事業 取扱要領」に基づき、令和 3 年度入学生の借受申請を受け付けます。

つきましては、過去 3 年間で本貸付の実績がある養成施設にご案内しますので、申請希望の学生がおられましたら、申請書類を取りまとめのうえ、下記の申請期限までに本会に提出してください。

ご不明な点は本会までお問い合わせください。

■貸付申請期限 (本会必着)

令和 3 年 5 月 1 4 日 (金)

【問合せ先】

<令和 3 年 3 月 31 日まで>

(社福) 広島県社会福祉協議会 生活支援課 (担当: 片田)

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2

TEL 082-254-3413 FAX 082-252-2133

<令和 3 年 4 月 1 日以降>

(社福) 広島県社会福祉協議会 福祉人材課 (担当: 片田)

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2

TEL 082-256-4848 FAX 082-256-2228

令和3年度入学生対象 貸付取扱いの留意点（県外養成施設用）

令和3年3月 広島県社会福祉協議会

1. 申請における主な留意点

(1) 受付方法について

- **【申請期限：令和3年5月14日（金） 本会必着】**

貸付予定人数を超えて申請が多くあった場合は、県内養成施設の申請者を優先させていただきます。申請受付期限後、貸付決定の可否の通知を送付します。

(2) 養成施設推薦書兼在学証明書の取扱いについて

- 推薦書兼在学証明書は、申請書と一緒に貸付申請期限までの間に本会に提出してください。
- 貸付決定者に対する資金交付は、借用書等の必要書類を確認後に行います。

(3) 外国籍の人に対する貸付について

①対象者について

- 就労制限がない外国籍の人（特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）も貸付対象です。
- 介護福祉士養成施設への外国人留学生（在留資格：留学）も貸付対象です。申請にあたっては専用の借受申請書を使用してください。
- **ただし、母国に帰国した場合には債権管理が困難となるため、養成施設での修学や国家資格の取得、広島県内での継続従事の見込みが十分に確認できる修学生が対象です。**
(借受申請書の在留資格等の記載枠に本人の意思確認欄を設けています)

②連帯保証について

- **外国人留学生に限り、法人による連帯保証も可能としています。**その場合は次の必要書類を添付してください。(専用の申請書類送付票を使用してください)

- | |
|---|
| ①法人の登記事項証明書
②法人代表者の印鑑証明書
③決算書（前年度を含め3か年分）
④法人の議決機関が連帯保証の意思決定を行ったことがわかる記録（評議員会や取締役会の議事録など）
⑤法人税納税証明書（その1またはその3、及びその2）
⑥法人情報等の取扱いに関する同意書 ※本会所定様式 |
|---|

※法人による連帯保証を行う場合には、各法人に係る関係法令や監督官庁からの通知及び、別添の文部科学省・厚生労働省の通知に基づき、適切に手続きを行うよう案内してください。

③必要書類について

- 外国籍の方が申請する場合の住民票は「**国籍・地域**」「**中長期在留者・特別永住者等の区分**」「**在留カード等の番号**」「**在留資格・在留期間等・在留期間等満了日**」の記載があるものを提出してください。
- 借受申請者及び法定代理人の印鑑登録証明書については、**サイン証明書や拇印証明書でも代替可**とします。
- 申請書類の署名等は証明書類に基づいた記入が必要です。
- 必要書類の記入は原則日本語としますが、それによりがたい場合はご相談ください。

(4) 住民票および印鑑登録証明書について

- 次の場合、提出書類は1枚で構いません
 - ・住民票（世帯全員の記載があるもの）：借受人と連帯保証人が同一世帯である場合
 - ・印鑑登録証明書：連帯保証人と法定代理人が同一の場合
- 有効期限は、本会の申請書類受理日から起算して3か月以内に発行されたものとします
- 住民票は、本籍地及び世帯全員の記載があるものを提出してください

(5) 貸付決定後の借用書の記入について

- 連帯保証人は申請時と同じ人が記載してください。
- 印鑑は、印鑑登録証明書と同じ実印で押印をしてください。

2. 他制度との併用について

本資金と同種の使途である貸付金や給付金を利用している人は貸付対象外です。

【本資金と併用できない制度等】

他の都道府県が実施する介護福祉士修学資金等貸付、職業訓練（介護福祉士養成科コース）受講、高等職業訓練促進給付金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金、保育士修学資金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金、その他本資金と使途目的が同種の給付及び貸付 等

3. 高等教育の修学支援新制度との併用について

- 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金）との併給については、高等教育の修学支援新制度が優先されます。なお、給付型奨学金の対象者は、生活費加算は利用できません。
- 高等教育の修学支援新制度の利用が予定されている場合、入学後、支援決定し、貸付金の辞退が生じる場合は、入学後の送金予定額から減額し送金することとなります。そのため、個別の対応となりますので、詳細については別添資料を参照してください。
なお、給付型奨学金の対象者は、生活費加算は利用できませんので、申請時にご留意ください。

令和3年度入学生対象

介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金 貸付事業のご案内

概要

介護福祉士又は社会福祉士の養成施設等で修学し、将来県内において介護又は相談援助の業務に従事しようとする人に修学資金を貸付け、資格取得や福祉・介護職での就職を応援します。

◎貸付額 (無利子)

学費	月額	5万円	以内
入学準備金		20万円	以内
就職準備金		20万円	以内
国家試験受験対策費用		4万円	以内
(介護福祉士に限る)			

※その他要件を満たす場合は生活費加算の申請も可
※就職準備金は就業中の場合対象外

資格取得・登録後
県内で5年間※
継続従事した場合
全額返還免除!

貸付対象

※入学時に45歳以上かつ離職後2年以内の人
または過疎地域に勤務する人は3年間

次の①から③までのいずれかに該当し、養成施設を卒業後に広島県において、返還免除対象業務に従事しようとする人を対象とします。

- ① 原則として広島県に住民登録をしている。
- ② 広島県内の養成施設の学生である。
- ③ 養成施設の学生となった年度の前年度に広島県に住民登録をしていた人であり、かつ、養成施設での修学のため転居をしている。

※働きながら通信課程等を受講する人も対象とします。

※就労活動に制限がない在留資格(特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)を持つ外国籍の方も対象となります。また、介護福祉士養成課程に修学する外国人留学生についても、対象です。

※高等教育の修学支援新制度(授業料等減免及び日本学生支援機構給付型奨学金)との併給については、高等教育の修学支援新制度が優先されます。また、給付型奨学金の対象者は、生活費加算は利用できません。

ただし、次の他制度等との併用はできません

他の都道府県が実施する介護福祉士修学資金等貸付、職業訓練(介護福祉士養成科コース)受講、高等職業訓練促進給付金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金、保育士修学資金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金、その他本資金と用途目的が同種の給付及び貸付等

返還免除

養成施設を卒業後、1年以内に国家資格の登録を行い、広島県内において返還免除対象業務に5年間(または3年間)継続して従事したときに返還免除となります。

連帯保証人

連帯保証人が1人必要です。※別途要件あり

申請方法

進学する養成施設を通じての申込となります。※受付方法や期間は養成施設によって異なります。

申請受付期限 (本会必着)	入学前に入学準備金の貸付を希望する場合	令和3年1月15日(金)
	その他の場合	令和3年5月14日(金)

貸付対象校（県内）

	学校名	課程名	課程	修業年限
介護福祉士 養成施設 10校11課程	広島福祉専門学校	介護福祉科	昼間課程	2年
		介護保育科		3年
	IGL 医療福祉専門学校	介護福祉学科		2年
	専門学校福祉リソースカレッジ広島	介護福祉士科		2年
	ヒューマンウェルフェア広島専門学校	介護福祉学科		2年
	尾道福祉専門学校	介護福祉科		2年
	トリニティカレッジ広島医療福祉専門学校	介護福祉学科		2年
	広島国際医療福祉専門学校	人間総合福祉学科		2年
		介護福祉士コース		2年
	広島文教大学	人間科学部人間福祉学科 介護福祉コース		4年
福山平成大学	福祉健康学部福祉学科 介護福祉コース	4年		
広島国際大学	健康科学部医療福祉学科 介護福祉学専攻	4年		
社会福祉士 養成施設 5校6課程	専門学校西広島教育福祉学院	社会福祉士科(通信課程)	通信	1年6月
	広島福祉専門学校	社会福祉士科	昼間	1年
		社会福祉士科通信コース	通信	1年6月
	ヒューマンウェルフェア広島専門学校	社会福祉士通信学科	通信	1年6月
	専門学校福祉リソースカレッジ広島	社会福祉学科(通信課程)	通信	1年6月
穴吹医療福祉専門学校	社会福祉学科(通信課程)	通信	1年6月	

※卒業後に広島県内で従事予定の場合、県外の養成施設でも貸付対象になることがあります。詳しくは本会までお問い合わせください。

貸付金の交付

(1) 入学準備金※、学費分・生活費加算【初回】	入学前に貸付決定:4月下旬～5月上旬頃 入学後に貸付決定:必要書類受理後、約1か月後
(2) 学費分・生活費加算【2回目以降】	3か月分ずつその3か月の最初の月の下旬に交付 (4月、7月、10月、1月)
(3) 就職準備金	最終回の貸付け時
(4) 国家試験受験対策費用(介護福祉士に限る)	最終年次の4月

※ただし、入学準備金については希望により入学前に貸付けることができます。

※令和3年1月15日(金)までに申請し、令和3年2月26日(金)までに借用書等を提出した場合に限る

貸付金の返還

返還免除要件を満たさない場合は、原則該当する事由の生じた翌月から、本会が定める金額を一括または月賦の均等払い(返還期間は貸付期間の2倍の月数以内)に返還していただきます。

※最終返還期限までに返還完了できなかった場合、返還すべき額(残元金)に対して年3%の延滞利子が発生します。

問合せ先

(社福) 広島県社会福祉協議会 生活支援課 (修学資金担当)

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 (広島県社会福祉会館)

TEL (082)254-3413

<http://www.hiroshima-fukushi.net/work/07expense/>



その他制度の詳細は
HPをご覧ください！

修 202010 版

介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金 推薦書兼在学証明書

年 月 日

広島県社会福祉協議会会長 様

養成施設名

代表者名

印

電話

— —

担当者

次の者は当養成施設に在学しており、次のア又はイのいずれかに該当し、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められます。つきましては、介護福祉士（社会福祉士）修学資金の貸付を受ける者として適当と認め推薦します。

ア 学業成績が優秀と認められる

イ 卒業後に中核的な介護職として就労する意思があり、国家資格取得に向けた向学心があると認められる

種 別	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士	課程名	
修学期間	年 月	西暦 年 月 ~ 西暦 年 月	

※状態欄は該当する□をチェックし、貸付未決定の場合、()内のどちらかを○で囲んでください。

No	修学生氏名	状 態	No	修学生氏名	状 態
1		<input type="checkbox"/> 貸付決定済 <input type="checkbox"/> 貸付未決定 (審査中・新規申請)	11		<input type="checkbox"/> 貸付決定済 <input type="checkbox"/> 貸付未決定 (審査中・新規申請)
2		<input type="checkbox"/> 貸付決定済 <input type="checkbox"/> 貸付未決定 (審査中・新規申請)	12		<input type="checkbox"/> 貸付決定済 <input type="checkbox"/> 貸付未決定 (審査中・新規申請)
3		<input type="checkbox"/> 貸付決定済 <input type="checkbox"/> 貸付未決定 (審査中・新規申請)	13		<input type="checkbox"/> 貸付決定済 <input type="checkbox"/> 貸付未決定 (審査中・新規申請)
4		<input type="checkbox"/> 貸付決定済 <input type="checkbox"/> 貸付未決定 (審査中・新規申請)	14		<input type="checkbox"/> 貸付決定済 <input type="checkbox"/> 貸付未決定 (審査中・新規申請)
5		<input type="checkbox"/> 貸付決定済 <input type="checkbox"/> 貸付未決定 (審査中・新規申請)	15		<input type="checkbox"/> 貸付決定済 <input type="checkbox"/> 貸付未決定 (審査中・新規申請)
6		<input type="checkbox"/> 貸付決定済 <input type="checkbox"/> 貸付未決定 (審査中・新規申請)	16		<input type="checkbox"/> 貸付決定済 <input type="checkbox"/> 貸付未決定 (審査中・新規申請)
7		<input type="checkbox"/> 貸付決定済 <input type="checkbox"/> 貸付未決定 (審査中・新規申請)	17		<input type="checkbox"/> 貸付決定済 <input type="checkbox"/> 貸付未決定 (審査中・新規申請)
8		<input type="checkbox"/> 貸付決定済 <input type="checkbox"/> 貸付未決定 (審査中・新規申請)	18		<input type="checkbox"/> 貸付決定済 <input type="checkbox"/> 貸付未決定 (審査中・新規申請)
9		<input type="checkbox"/> 貸付決定済 <input type="checkbox"/> 貸付未決定 (審査中・新規申請)	19		<input type="checkbox"/> 貸付決定済 <input type="checkbox"/> 貸付未決定 (審査中・新規申請)
10		<input type="checkbox"/> 貸付決定済 <input type="checkbox"/> 貸付未決定 (審査中・新規申請)	20		<input type="checkbox"/> 貸付決定済 <input type="checkbox"/> 貸付未決定 (審査中・新規申請)

※入学前申請者分についても、入学後、上記の期間に在学証明書として本様式を提出してください(入学前申請時は提出不要です)。

介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金 申請書類送付票

借受申請者氏名	貸付番号 <small>*県社協記入</small>	
---------	-------------------------------	--

◆申請書類一覧 ※すべてコピーを1部として、大切に保管してください。

区分	No	提出書類	提出にあたっての留意事項等	チェック欄	
				申請者	県社協
共通書類	1	借受申請書	※該当箇所はもれのないようすべて記入のこと ※借入申請書及び別添留意事項の同意欄記入にあたって、借受申請者及び連帯保証人、法定代理人（親権者等）は各自が必ずすべて自署し、実印を押印のこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2	住民票	※本籍地及び世帯全員の記載があるもの ※個人番号の記載がないもの ※3か月以内に発行されたもの ※現住所と住民票住所が一致していること ※コピーではなく原本（色紙）を提出のこと ※外国籍の人は「国籍・地域」「中长期在留者・特別永住者等の区分」「在留カード等の番号」「在留資格・在留期間等・在留期間等満了日」の記載があるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3	印鑑登録証明書	※3か月以内に発行されたもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4	個人情報の取扱いに関する同意書	※借受申請者及び連帯保証人が内容をすべて確認のうえ、各自がそれぞれの署名欄に必ず自署し、実印を押印のこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
該当者のみ必要な書類	5	養成施設の合格通知書（写）	※入学前に申請する場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6	離職証明書	※入学時に45歳以上かつ離職後2年以内の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7	生活保護が廃止されたことのわかる証明書	※生活費加算を申請する場合 ※ただし、入学前に申請を希望する場合「福祉事務所の意見書」および「生活保護受給証明書」を提出し、入学後に改めて生活保護が廃止されたことのわかる証明書を別途提出すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8	生活保護に準ずる世帯である証明書	※生活費加算を申請する場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
連帯保証人関係	9	連帯保証人の住民票 <small>*内容が2と重複する場合省略可</small>	※本籍地の記載があるもの ※個人番号の記載がないもの ※3か月以内に発行されたもの ※現住所と住民票住所が一致していること ※コピーではなく原本（色紙）を提出のこと ※外国籍の人は「国籍・地域」「中长期在留者・特別永住者等の区分」「在留カード等の番号」「在留資格・在留期間等・在留期間等満了日」の記載があるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	10	連帯保証人の印鑑登録証明書	※3か月以内に発行されたもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	11	連帯保証人の収入及び課税状況が確認できる書類	※次のいずれか1点を提出のこと □市町県民税課税台帳記載事項証明書 □市町民税・県民税特別徴収税額決定通知書(写) □前年分源泉徴収票(写) □直近3か月分の給与明細書（課税状況の記載があるもの）の写し 等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
代理人 法定	12	法定代理人（親権者または後見人）の印鑑登録証明書 <small>*法定代理人全員分。ただし10と重複する場合省略可。</small>	※借入申請者が未成年の場合は必ず提出 ※3か月以内に発行されたもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※事前の借入相談時及び申請書類提出後に、必要に応じて、聞き取り確認や上記の他にも追加書類の提出を求められる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金 借受申請書

借受申請者	ふりがな 名前			男・女	生年 月日	西暦 (S・H)	年	月	日 (歳)		
	現住所 (住民票と一致)							生活保護の 受給状況	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
	電話番号	自宅：() -		携帯電話：() -							
	離職年月日	西暦	年	月	日	証明書類名					
	在留資格 ※外国籍の者のみ	(在留期間等の満了日：西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> 国内に居住し、養成施設での修学、国家資格の取得、広島県内での継続従事を達成する意思があります									
借入希望貸付	<input type="checkbox"/> 介護福祉士修学資金 <input type="checkbox"/> 社会福祉士修学資金										
借入希望期間・金額等	借入希望期間	西暦	年	月	日	～	西暦	年	月	日 (か月分)	
	<input type="checkbox"/> 入学準備金			円							
	<input type="checkbox"/> 学費相当分			円	内訳	月額	円	×	か月分		
	<input type="checkbox"/> 就職準備金			円							
	<input type="checkbox"/> 生活費加算			円	内訳	月額	円	×	か月分		
	<input type="checkbox"/> 国家試験受験対策費用			円	※卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者に限る						
	借入申請総額			円							
養成施設	名称					コース・ 課程名					
	修学期間	年	ヵ月	西暦	年	月	日	～	西暦	年	月
他制度の利用状況	日本学生支援機構 給付型奨学金			<input type="checkbox"/> 決定済・利用中	<input type="checkbox"/> 申請中	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input type="checkbox"/> なし	→決定済の場合(支援区分：Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ)			
	授業料等減免(大学等における修学の支援に関する法律に基づく)			<input type="checkbox"/> 決定済・利用中	<input type="checkbox"/> 申請中	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input type="checkbox"/> なし	→決定済の場合(支援区分：Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ)			
	保育士修学資金貸付事業			<input type="checkbox"/> 決定済・利用中	<input type="checkbox"/> 申請中	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input type="checkbox"/> なし				
	高等職業訓練促進給付金			<input type="checkbox"/> 決定済・利用中	<input type="checkbox"/> 申請中	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input type="checkbox"/> なし				
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業			<input type="checkbox"/> 決定済・利用中	<input type="checkbox"/> 申請中	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input type="checkbox"/> なし				
	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業			<input type="checkbox"/> 決定済・利用中	<input type="checkbox"/> 申請中	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input type="checkbox"/> なし				
	母子父子寡婦福祉資金			<input type="checkbox"/> 決定済・利用中	<input type="checkbox"/> 申請中	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input type="checkbox"/> なし				
	生活福祉資金			<input type="checkbox"/> 決定済・利用中	<input type="checkbox"/> 申請中	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input type="checkbox"/> なし				
その他()			<input type="checkbox"/> 決定済・利用中	<input type="checkbox"/> 申請中	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input type="checkbox"/> なし					

広島県社会福祉協議会会長 様

私は上記のとおり介護福祉士(社会福祉士)修学資金を借り受けたいため、関係書類を添えて申請します。
 なお、本資金を借り受けた場合は、広島県介護福祉士修学資金等貸付実施要綱に従います。
 また、当該資金の返還の債務が生じたときは、貴会が定める返還計画に従って確実に返還します。

年 月 日

借受申請者

実印

連帯保証人(個人)	ふりがな 名前		男・女	生年 月日	西暦 (S・H)	年	月	日 (歳)
	現住所 (住民票と一致)	〒 -						
	電話番号	自宅：() -		携帯電話：() -				
	勤務先名称				職種			
	勤務先住所	〒 -			勤務先 連絡先	() -		
	前年度年収	円		直近3か月の 平均月収		円		
	世帯員数	人		世帯月収		円		
	借受申請者 との関係			同資金での 連帯保証合計*		合計	人	万円

※介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金で連帯保証を行っている修学生の数および保証金額の合計を記載してください。
(他の都道府県での保証を含め、過年度分から今回申請までの累計を記載)

広島県社会福祉協議会会長 様

私は、当該申請に基づき契約が締結された場合は、連帯保証人となることを承諾し、広島県介護福祉士修学資金等貸付実施要綱に従います。

なお、当該資金の返還の債務が生じたときは、返還債務を借受人と連帯して負担し、貴会が定める返還計画に従って確実に返還します。

年 月 日

連帯保証人 _____ 実印

法定代理人(親権者または後見人) (※借受申請者が未成年の場合、署名押印すること)

私は、広島県介護福祉士修学資金等貸付実施要綱及び、未成年である借受申請者が当該借入申請を行うことについて、同意します。

年 月 日

〒 -
住所 _____

氏名 _____ 実印

(借受人との関係：)

電話：() - 携帯：() -

〒 -
住所 _____

氏名 _____ 実印

(借受人との関係：)

電話：() - 携帯：() -

広島県介護福祉士修学資金等貸付事業における 個人情報の取扱いに関する同意書

社会福祉法人広島県社会福祉協議会における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」及び「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」に基づいて「社会福祉法人広島県社会福祉協議会 個人情報保護規程」を定めています。広島県介護福祉士修学資金等貸付事業においても各規程に基づいて次のとおり運用します。

1. 個人情報の利用目的

広島県介護福祉士修学資金等貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、貸付・返還の状況や修学・就業の状況等について正確に把握するとともに、適切に債権を管理することを目的として、個人情報を取得・利用します。

2. 個人情報の取得について

社会福祉法人広島県社会福祉協議会（以下、「本会」という）は、本事業の貸付に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得します。

3. 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は1による利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、本事業の目的を達成するため、借入申請に関する貸付の決定、当該決定に基づく貸付金の交付及び債権の管理のために必要な範囲において、次のとおり関係機関または関係者（本会の他部署を含む。以下、「関係機関」という）に対して借受人及び連帯保証人等債務関係者（以下、「借受人等」という）の個人情報を提供し、関係機関から個人情報を取得し、また、関係機関との間で個人情報を共有することがあります。

なお、貸付の決定に際して、本会の関係者間で借受人等の個人情報を共有し、選考を行います。また、返還開始後において、連帯保証人に対して、住所及び電話番号等その他借受人の連絡先に係る情報を、本会から提供することがあります。

- ①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業、保育士修学資金貸付事業、母子父子寡婦福祉資金、生活福祉資金、その他借入申請をした資金と同種の資金の貸付又は給付を行う機関が保有する、借受人等に関する貸付または給付に係る情報
- ②資金の使途に関係する養成施設及び従事している就業先（見込みを含む）、他県の介護福祉士修学資金等貸付実施機関、その他の機関が保有する借受人に関する修学状況及び就業状況等の情報
- ③都道府県または市区町村が保有する、借受人等の氏名、住所及び生年月日等に係る情報、収入額、所有額及び資産の保有状況に係る情報、納税の状況に係る情報、水道料金・下水道使用料の支払状況及び県営住宅その他の公共賃貸住宅の家賃等の支払状況に係る情報並びに生活保護、児童扶養手当その他の公的な扶助の受給状況に係る情報
- ④金融機関等が保有する借受人等の預貯金、保険契約その他の資産の保有状況に係る情報
- ⑤借受申請者（借受人）、連帯保証人、親族、勤務先等が保有する、借受人等が貸付決定後に届け出ることなく転居した場合の転居先に係る情報

4. 個人情報の本事業目的以外への利用及び第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく本事業の目的以外に利用すること、及び3による場合を除き、第三者への提供は行いません。なお、借受人等相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとします。

ただし、次の例による場合など、本会規程に基づく場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外への利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・弁護士法にもとづいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
- ・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
- ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障をきたすおそれがある場合

5. 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し個人データ※として本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

個人データを管理する情報システムについては、本事業所管課長をシステム管理責任者とし、コンピュータを使用する業務及びその業務担当者について管理しています。また、コンピュータの保守について委託している業者との間で個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。

なお、償還が完了した貸付にかかわる個人情報については、償還が完了した年度の終了後10年が経過した時点で、破棄または削除します。

※「個人データ」とは、「個人情報」のうち、例えば氏名の50音順など一定の規則に基づいて書類を整理、またはコンピュータに入力するなど、簡単に検索ができるように管理・分類されているもののことです。

6. 個人情報の本人への開示について

本会が管理する個人データ（本会個人情報保護規程による「保有個人データ」に限る）について、その開示の申し出がされた場合には、身分証明書等により本人であることの確認をしたうえで申し出をした本人の個人情報について開示します。

ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。

7. 本会職員等の義務について

本会の従業者（従業者であったものを含む）は業務によって知り得た個人情報について、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的のために使用したりしません。

8. 苦情対応窓口について

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があった時には迅速・適切に対応いたします。もし、本会事業にかかわって苦情がある場合には、次の苦情対応担当までお申し出ください。

（苦情対応担当者） 広島県社会福祉協議会 総務部長	（苦情対応責任者） 広島県社会福祉協議会 事務局長
------------------------------	------------------------------

住所：広島県広島市南区比治山本町 12-2
電話：082-254-3413

Eメール：seikatsushien@hiroshima-fukushi.net
FAX：082-252-2133

社会福祉法人広島県社会福祉協議会会長 様

広島県介護福祉士修学資金等貸付事業における個人情報の取扱いについて同意します。

年 月 日

借受申請者 _____ 実印

連帯保証人 _____ 実印

介護福祉士修学資金 申請書類送付票

(外国人留学生で法人保証により申請する場合)

借受申請者氏名		貸付番号 *県社協記入	
---------	--	----------------	--

◆申請書類一覧 ※すべてコピーを1部として、大切に保管してください。

区分	No.	提出書類	提出にあたっての留意事項等	チェック欄	
				申請者	県社協
共通書類	1	借受申請書	※該当箇所はもれのないようすべて記入のこと ※借入申請書及び別添留意事項の同意欄記入にあたって、借受申請者及び連帯保証人、法定代理人(親権者等)は各自が必ずすべて自署(法人保証を除く)し、実印を押印のこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2	住民票	※本籍地及び世帯全員の記載があるもの ※個人番号の記載がないもの ※3か月以内に発行されたもの ※現住所と住民票住所が一致していること ※コピーではなく原本(色紙)を提出のこと ※外国籍の人は「国籍・地域」「中長期在留者・特別永住者等の区分」「在留カード等の番号」「在留資格・在留期間等・在留期間等満了日」の記載があるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3	印鑑登録証明書等 *サイン証明書、拇印証明書可	※3か月以内に発行されたもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4	個人情報の取扱いに関する同意書	※借受申請者及び連帯保証人が内容をすべて確認のうえ、各自がそれぞれの署名欄に必ず自署(法人保証を除く)し、実印を押印のこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
該当者のみ	5	養成施設の合格通知書(写)	※入学前に申請する場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
連帯保証人(法人)関係	6	登記事項証明書	※3か月以内に発行されたもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7	法人代表者の印鑑証明書	※3か月以内に発行されたもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8	前年度を含め3か年分の決算書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	9	議決機関が連帯保証の意思決定を行ったことがわかる議事録等	※評議員会や取締役会の議事録等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	10	法人税納税証明書	※その1(またはその3)及びその2を提出 ※3か月以内に発行されたもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	11	法人情報等の取扱いに関する同意書	※内容をすべて確認のうえ、実印を押印のこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
代理人 法定	12	法定代理人(親権者または後見人)の印鑑登録証明書等 *サイン証明書、拇印証明書可 *法定代理人全員分	※借入申請者が未成年の場合は必ず提出 ※3か月以内に発行されたもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※事前の借入相談時及び申請書類提出後に、必要に応じて、聞き取り確認や上記の他にも追加書類の提出を求められる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

介護福祉士修学資金 借受申請書
(外国人留学生専用様式)

特例様式

借受申請者	ふりがな 名前			男・女	生年 月日	西暦	年	月	日		
	現住所 (住民票と一致)	〒 -									
	電話番号	自宅：() -		携帯電話：() -							
	在留資格	(在留期間等の満了日：西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> 国内に居住し、養成施設での修学、国家資格の取得、広島県内での継続従事を達成する意思があります									
借入希望期間・金額等	借入希望期間	西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日 (か月分)									
	<input type="checkbox"/> 入学準備金	円									
	<input type="checkbox"/> 学費相当分	円	内訳	月額	円	×	か月分				
	<input type="checkbox"/> 就職準備金	円									
	<input type="checkbox"/> 生活費加算	円	内訳	月額	円	×	か月分	※生活保護受給世帯に準ずる経済状況にある世帯であり、証明する書類を提出できる場合に限る			
	<input type="checkbox"/> 国家試験受験対策費用	円	※卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者に限る								
	借入申請総額	円									
養成施設	名称				コース・ 課程名						
	修学期間	年	ヵ月	西暦	年	月	日	~	西暦	年	月

広島県社会福祉協議会会長 様

私は上記のとおり介護福祉士修学資金を借り受けたいので、関係書類を添えて申請します。
 なお、本資金を借り受けた場合は、広島県介護福祉士修学資金等貸付実施要綱に従います。
 また、当該資金の返還の債務が生じたときは、貴会が定める返還計画に従って確実に返還します。

年 月 日


借受申請者 

法定代理人(親権者) ※借受申請者が未成年の場合、署名すること
 Legal representative

私は、広島県介護福祉士修学資金等貸付実施要綱及び、未成年である借受申請者が当該借入申請を行うことについて、同意します。

Date entered 年 月 日


住所/Address _____

氏名/Signature _____  Officially registered seal

電話/ Phone number _____

申請者との関係/Relationship _____

住所/Address _____

氏名/Signature _____  Officially registered seal

電話/ Phone number _____

申請者との関係/Relationship _____

※署名等は証明書類の記載に基づき記入してください。(拇印証明書の場合は署名および拇印申請が必要)

■ 個人保証の場合

連帯保証人(個人)	ふりがな 名前		男・女	生年 月日	西暦 (S・H)	年	月	日 (歳)
	現住所 (住民票と一致)	〒 -						
	電話番号	自宅：() -		携帯電話：() -				
	勤務先名称				職種			
	勤務先住所	〒 -			勤務先 連絡先	() -		
	前年度年収	円	直近3か月の 平均月収		円			
	世帯員数	人	世帯月収	円				
	借受申請者 との関係			同資金での 連帯保証合計*	合計	人	万円	

■ 法人保証の場合

連帯保証人(法人)	法人名称		代表者 職氏名					
	法人の主たる 事務所住所	〒 -						
	連絡先	電話：() -		FAX：() -				
		E-mail						
	担当者氏名			所 属				
	前年度 当期純利益	円	前年度 課税所得	円				
	借受申請者 との関係			同資金での 連帯保証合計*	合計	人	万円	
添付書類 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 法人代表者の印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 前年度から3か年分程度の決算書 <input type="checkbox"/> 議決機関が連帯保証の意思決定を行ったことがわかる議事録等(評議員会や取締役会の議事録等) <input type="checkbox"/> 法人税納税証明書 <input type="checkbox"/> 法人情報等の取扱いに関する同意書							

※個人保証・法人保証ともに、介護福祉士修学資金で連帯保証を行っている修学生の人数および保証金額の合計を記載してください。
(他の都道府県での保証を含め、過年度分から今回申請までの累計を記載)

広島県社会福祉協議会会長 様

私(当法人)は、当該申請に基づき契約が締結された場合は、連帯保証人となることを承諾し、広島県介護福祉士修学資金等貸付実施要綱に従います。

なお、当該資金の返還の債務が生じたときは、返還債務を借受人と連帯して負担し、貴会が定める返還計画に従って確実に返還します。

年 月 日

連帯保証人

実印

※法人の場合は法人名称・代表者職氏名まで記載

※審査により、連帯保証人として適当と認められない場合があります。

※その他、この書面の記載事項に虚偽等がある場合は、契約を解除することがあります。

法人情報等の取扱いに関する同意書

年 月 日

社会福祉法人広島県社会福祉協議会会長 様

借受申請者氏名	
---------	--

(連帯保証人) 法人所在地

法人名称

代表者 職氏名

法人実印

当法人は、連帯保証人として、上記借主が 年 月 日付けで行った介護福祉士修学資金の借受申請に関する貸付けの決定、当該決定に基づく貸付金の交付又は債権の管理のために広島県社会福祉協議会（以下「貴会」という。）が必要とするときは、貴会が、当法人の関係機関又は関係者（以下「関係機関等」という。）に対して、次に掲げる当法人に関する情報の提供を求めることに同意します。

また、貴会の求めに応じて、関係機関等が当法人に関する次の情報を提供することについて、同意します。

《法人について》

- 1 国、都道府県又は市区町村が保有する、当法人の収入額、所得額及び資産の保有状況に係る情報、納税の状況に係る情報、光熱水費の契約状況及び法人事務所等の賃貸契約状況に係る情報
- 2 金融機関等が保有する当法人の預貯金、保険契約その他の資産の保有状況に係る情報
- 3 法人の移転先に係る情報

■ 合名会社、合資会社の場合はこちらもお読みください。

《有限責任社員及び無限責任社員について》

- 1 都道府県又は市区町村が保有する私の氏名、住所及び生年月日等に係る情報、収入額、所得額及び資産の保有状況に係る情報、納税の状況に係る情報、水道料金・下水道使用料の支払状況及び県営住宅その他の公共賃貸住宅の家賃等の支払状況に係る情報並びに生活保護、児童扶養手当その他の公的な扶助の受給状況に係る情報
- 2 金融機関等が保有する私の預貯金、保険契約その他の資産の保有状況に係る情報
- 3 借主、親族、勤務先等が保有する、私が貸付決定後に届出することなく転居した場合の転居先に係る情報

介護福祉士修学資金等貸付事業と高等教育の修学支援新制度との併用について

令和2年10月 広島県社会福祉協議会

【令和3年度入学生】

(1) 留意点

- ・高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び日本学生支援機構給付型奨学金）を優先に適用し、自己負担が生じる場合に限り併用ができます。
- ・給付型奨学金の利用者は、生活費加算との併用はできません。
- ・高等教育の修学支援新制度との併用を希望する場合、貸付決定後、授業料等減免額の確定後に、貸付金の送金を行います。そのため、通常よりも送金時期が遅くなります。
- ・入学前に入学準備金の貸付を希望する場合は、入学前に入学準備金を送金しますが、入学後、入学金の減免が確定し、入学準備金の一部辞退が生じる場合は、学費分の送金予定額から減額します。
- ・貸付決定後、後から貸付金の増額はできません。そのため、在学中、支援区分の変更により不足が生じないように、申請時は、授業料等減免を受ける前の必要金額で申請してください。
- ・在学中は、半期に1回の修学支援新制度の適格認定の結果を確認し、授業料等減免額の確定後、3か月ごとの分割送金の送金額を調整のうえ送金します。

(2) 修学支援新制度と併用する場合の申請から送金までの流れ

時期	減免・給付型奨学金	修学資金	留意事項
10月～ 3月 (入学前)		入学前入学準備金申請受付 ※申請期限：1/15	・入学前の入学準備金貸付希望者は一旦減免決定前の金額でも申請可能とする。 ・入学前の入学準備金の交付は令和3年2月26日までに借用書等受理した場合に限る。
R3.4月		入学後申請受付	・借受申請書の他制度の利用状況に修学支援新制度の申請状況等について記入。 ・借入希望金額は、減免決定前の金額でも申請可能とする。
5月		申請期限：5/14	
6月		貸付決定(随時)	
7月頃	採用決定通知	提出期限：7月末	授業料等減免決定後、次の書類を提出 ①高等教育の修学支援新制度決定者一覧【養成施設にて作成】 ②高等教育の修学支援新制度の利用にかかる申出書【太枠内は養成施設にて記入】 ※①②を提出後、貸付金の辞退が必要な修学生のみ、本会から養成施設へ「借入辞退届」の様式【修学生が記入】を送付します。修学生が記入し、本会へ提出後、送金手続きに入ります。 ※記入方法等については、本会へご確認ください。

時期	減免・給付型奨学金	修学資金	留意事項
8月		送金	提出書類の確認後、貸付金の一部辞退が必要な場合は、当初送金額から辞退額を差し引いて送金する。(入学前に入学準備金を借受けた者は、2回目以降の送金額から入学準備金の辞退額も減額する) ※ただし、辞退額が多く、相殺しきれない場合は、返金していただくか、もしくは2回目以降の送金時にも送金予定額から減額する場合があります。
9月			
10月頃	適格認定結果の通知	提出期限：10月末	授業料等減免決定後、次の書類を提出 ①高等教育の修学支援新制度決定者一覧【養成施設にて作成】 ②高等教育の修学支援新制度の利用にかかる申出書【太枠内は養成施設にて記入】 ※①②を提出後、貸付金の辞退が必要な修学生のみ、本会から養成施設へ「借入辞退届」の様式【修学生が記入】を送付します。修学生が記入し、本会へ提出後、送金手続きに入ります。 ※記入方法等については、本会へご確認ください。
11月		送金	書類提出手続きが完了後、送金。 ※通常10月末に10～12月分を送金しますが、書類の提出時期により、送金時期が遅れる場合があります。
12月以降			2年次以降も、適格認定結果通知後、①～③の書類を提出のうえ、送金を行う。

※上記は現時点での予定です。修学支援新制度の支援決定が遅れた場合、本会の送金も遅れる場合があります

介護福祉士修学資金と高等教育の修学支援新制度の併用可否一覧表

高等教育の修学支援新制度の種別		介護福祉士修学資金の種別	使用可否	必要な手続き等
授業料等減免(※1)	入学金の減免	入学準備金	△ 併用可 (条件付)	入学金減免後に、入学金の自己負担が生じる場合に限り併用できます。 ※入学金の自己負担額には、入学金等の学納金のほか入学時に購入する学用品等の経費を含みます。
	授業料の減免	修学資金	△ 併用可 (条件付)	授業料減免後に、授業料の自己負担が生じる場合に限り併用できます。 ※自己負担額には、授業料のほか、実習費、教材費等の学納金のほか、参考図書、学用品、交通費等の経費を含みます。
給付型奨学金		就職準備金	○ 併用可	併用にあたって、必要な手続きはありません。
		国家試験受験対策費用	○ 併用可	併用にあたって、必要な手続きはありません。
		生活費加算	× 併用不可	給付型奨学金を利用する場合、生活費加算を受けることはできません。

高等教育の修学支援新制度の利用にかかる申出書

広島県社会福祉協議会長 様

養成施設名		コース・課程名	
貸付番号		借受人氏名	印

次のとおり高等教育の修学支援新制度の利用状況について申し出ます。

(1) 授業料の減免 ※太枠内は在籍する養成施設が記入

	費目	() 学年	
		4月～9月分	10月～3月分
①	学則に基づく授業料の額	円	円
②	授業料の減免額	円	円
③	減免後の授業料の額 (①-②)	円	円
④	授業料以外の学納金 (施設設備費や実習費等)	円	円
⑤	その他修学にかかる経費 (教科書代, 学用品代, 交通費等)	円	円
⑥	計 自己負担額 (③+④+⑤)	円	円
⑦	貸付決定額 (学費相当6か月分)	円 月額 円×6月	円 月額 円×6月
⑧	差額 (⑥-⑦)	円	円

※⑧でマイナスが生じる場合、貸付金の一部辞退が必要です

(2) 入学金の減免 ※太枠内は在籍する養成施設が記入

	費目	金額
①	学則に基づく入学金の額	円
②	入学金の減免額	円
③	減免後の入学金の額 (①-②)	円
④	入学金以外の入学にあたってかかる経費	円
⑤	計 (③+④)	円
⑥	貸付決定額 (入学準備金分)	円
⑦	差額 (⑤-⑥)	円

※⑦でマイナスが生じる場合、貸付金の一部辞退が必要です

介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金 高等教育の修学支援新制度決定者一覧

広島県社会福祉協議会会長 様

年 月 日

養成施設名

代表者名

印

電 話

— —

担 当 者

次の者は当養成施設に在学しており、高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金）の支援が決定しています。

※制度利用決定者のみ記入してください。支援区分は、該当するものに○をつけてください。

No	貸付番号	修学生氏名	学科/課程名	支援区分		
				I	II	III
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

広島県介護福祉士修学資金等貸付実施要綱

第1 目的

この制度は、次の1から4までに掲げる事業（以下「本事業」という。）を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

1 介護福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は広島県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

2 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は広島県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士実務者研修受講資金」という。）を貸し付ける事業

3 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、再就職準備金（以下単に「再就職準備金」という。）を貸し付ける事業

4 社会福祉士修学資金貸付事業

法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は広島県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士養成施設」という。）に在学し、社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「社会福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

第2 実施主体

本事業は広島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

第3 介護福祉士修学資金貸付事業

第1の1の「介護福祉士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

1 貸付対象者は、介護福祉士養成施設に在学する者とする。

ただし、3の（3）の国家試験受験対策費用及び3の（4）の生活費加算の貸付対象者は、それぞれ、次の（1）及び（2）に定める者に限る。

（1）国家試験受験対策費用の貸付対象者

平成29年度以降に介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

（2）生活費加算の貸付対象者

貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると広島県知事が認める世帯の世帯員である者

2 貸付期間は、介護福祉士養成施設に在学する期間とする。

3 貸付額は月額50,000円以内とする。ただし、次の（1）から（4）に定める額を、加算することができるものとする。

（1）入学準備金 初回の貸付け時に限り、200,000円以内

（2）就職準備金 最終回の貸付け時に限り、200,000円以内

- (3) 国家試験受験対策費用 在学期間の最終年次に限り、40,000 円以内
- (4) 生活費加算 一月当たり、別表に定める額のうち貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額以内

第4 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

第1の2の「介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は、広島県内の福祉・介護施設及び事業所に従事中（見込み含む。）のもので、実務者研修施設に在学する者とする。ただし、当該研修施設を卒業後、1年以内の介護福祉士の国家試験受験日のある年度末までの間に介護等の業務に従事する期間が3年に達している者（見込み者含む）に限る。
- 2 貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間とする。
- 3 貸付額は、200,000 円以内とする。

第5 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

第1の3の「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」の貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は、次の（1）から（4）までの基準の全てを満たす者とする。
 - (1) 即戦力として期待される介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者
 - ① 介護福祉士
 - ② 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
 - ③ 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規程に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。）を含む。）
 - (2) (1)に掲げる者として、次のア又はイに該当する事業所若しくは施設において、介護職員その他主たる業務が介護等（介護保険法（平成9年法律第123号）第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者

ア	居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設
イ	第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所

- (3) 居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就労した者若しくは就労を予定している者
- (4) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、広島県社会福祉人材育成センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、会長が別に定める再就職準備金利用計画書を提出した者
- 2 貸付額は、400,000 円と貸付対象者が県社協に提出した再就職準備金利用計画書に記載され

た額のいずれか少ない方の額とする。

3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

第6 社会福祉士修学資金貸付事業

第1の4の「社会福祉士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

1 貸付対象者は、社会福祉士養成施設に在学する者とする。

ただし、3の(3)の生活費加算の貸付対象者は、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると広島県知事が認める世帯の世帯員である者に限る。

2 貸付期間は、社会福祉士養成施設に在学する期間とする。

3 貸付額は月額50,000円以内とする。ただし、次の(1)から(3)に定める額を、加算することができるものとする。

(1) 入学準備金 初回の貸付け時に限り、200,000円以内

(2) 就職準備金 最終回(社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあっては、初回又は最終回)の貸付け時に限り、200,000円以内

(3) 生活費加算 一月当たり、別表に定める額のうち貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額以内

第7 貸付方法及び利子

1 本事業による貸付けは、県社協の会長(以下「会長」という。)と貸付対象者との契約により行うものとする。

2 利子は、無利子とする。

第8 保証人

1 本事業による貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

なお、貸付けを受けようとする者が未成年者である場合の保証人は法定代理人でなければならないものとする。

2 保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

第9 貸付契約の解除及び貸付けの休止

1 会長は、貸付契約の相手方が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

2 会長は、貸付契約の相手方が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

3 会長は、貸付契約の相手方が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする(第1の1又は4の事業に限る。)

第10 返還の債務の当然免除

会長は、貸付契約の相手方が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

なお、県社協は、本事業による貸付を受けた者が、1の(1)(4において準用する場合を含む。)、2の(1)及び3の(1)の要件を満たすことができるよう、学習又は就労継続に当たっての相談支援などを行い、地域の福祉・介護人材として定着するよう努めることとする。

1 介護福祉士修学資金貸付事業

次の（１）又は（２）のいずれかに該当するに至ったとき。

（１）次のアからウの基準にすべて該当するとき

ア	介護福祉士養成施設を卒業した日から１年以内に介護福祉士の登録を行うこと
イ	<p>広島県内〔※注１〕において、昭和６３年２月１２日社庶第２９号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添１に定める職種若しくは別添２に定める職種又は当該施設の長の業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事していること</p> <p>※注１ 国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。また、東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、広島及び当該被災県の区域とする。以下同じ。</p>
ウ	<p>介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、５年〔※注２〕の間（以下「返還免除対象期間」という。）、引き続き、これらの業務に従事したとき〔※注３〕</p> <p>※注２ 過疎地域自立促進特別措置法（平成１２年法律第１５号）第２条第１項及び第３３条に規定する過疎地域において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に４５歳以上の者であって、離職して２年以内のものをいう。）が返還免除対象業務に従事した場合は、３年</p> <p>※注３ ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、広島県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入するものとする。</p> <p>また、返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。</p>

（２）返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

２ 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

次の（１）又は（２）のいずれかに該当するに至ったとき。

（１）実務者研修施設を卒業した日から１年以内に介護福祉士の登録を行い、広島県内において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、２年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱は１の（１）のウの注３と同様とする。

（２）返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

３ 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

次の（１）又は（２）のいずれかに該当するに至ったとき。

（１）第５の１の（３）の介護職員等として就労した日から、広島県内において、２年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できなかった場合の取扱は１の（１）のウの注３と同様とする。

（２）介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

４ 社会福祉士修学資金貸付事業

１を準用する。

第11 返還

本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を一括又は月賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- 1 貸付契約が解除されたとき。
- 2 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日若しくは実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は広島県内において第10の返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- 3 広島県内において第10の返還免除対象業務（離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の貸付けを受けた者にあつては介護職員等の業務）に従事する意思がなくなったとき。
- 4 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

第12 返還の債務の履行猶予

1 当然猶予

会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設に在学しているとき。
- (2) 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき。

2 裁量猶予

会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 広島県内において第10の返還免除対象業務又は介護職員等の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

第13 返還の債務の裁量免除

会長は、本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- 1 死亡し、又は障害により貸付を受けた貸付額を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- 2 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還の債務の額の全部又は一部
- 3 広島県内において本事業による貸付けを受けた期間（介護福祉士実務者研修受講資金及び再就職準備金については1年）以上、第10の返還免除対象業務（再就職準備金については介護職員等の業務）に従事したとき
返還の債務の額の全部又は一部

第14 延滞利子

会長は、本事業による貸付けを受けた者が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない

日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利息が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利息を債権として調停しないことができる。

第15 会計経理

- 1 本事業の実施に当たっては、特別会計を設けるものとする。
- 2 本事業による貸付金の原資の運用によって生じた運用益及び当該年度の修学資金等の貸付を受けた者からの返還金は、貸付金を管理する特別会計に繰り入れるものとする。
- 3 この事業を廃止した場合において、残額または廃止した年度以降の修学資金等の貸付を受けた者からの返還金については、広島県の定めるところにより県に返還するものとする。

第16 その他必要となる事項

本事業の円滑な実施に当たり必要となるその他の事項については、会長が別に定めることとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年度の介護福祉士養成施設等の入学生に係る平成21年度分の修学資金から適用する。

附 則

平成25年2月21日一部改正 同3月1日から施行する。

附 則

平成25年7月16日一部改正 同7月19日から施行する。

附 則

平成25年12月26日一部改正 同12月26日から施行する。

附 則

平成26年3月31日一部改正 同4月1日から施行する。

附 則

平成27年7月28日一部改正 同7月28日から施行する。

附 則

平成28年7月19日改正 同4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に、改正前の要綱に基づいて実施した貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

平成28年11月11日一部改正 同11月11日から施行する。

附 則

平成29年4月7日一部改正 同4月7日から施行する。

附 則

平成29年9月20日一部改正 同9月20日から施行する。

附 則

平成30年2月9日一部改正 同2月9日から施行する。

附 則

令和2年4月1日一部改正 同4月1日から施行する。ただし、令和元年度以前に、改正前の要綱に基づいて実施した貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

令和2年6月15日一部改正 同6月15日から施行する。ただし、令和元年度以前に、改正前の要綱に基づいて実施した貸付けについては、なお従前の例による。

(別表) (第3の3(4), 第6の3(3) 関係)

(単位:円)

年齢	級地区分					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
19歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20~40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41~59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60~69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

※ 級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)」に準ずる

介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金貸付事業 取扱要領

項目	内容												
1 貸付対象者の要件	<p>次の①から③までのいずれかに該当し、かつ、介護福祉士養成施設または社会福祉士養成施設（以下、「養成施設」という。）を卒業後に広島県において、実施要綱第10の1の(1)に規定する返還免除対象業務に従事しようとする人*を対象とします。</p> <p>① 原則として広島県に住民登録をしている</p> <p>② 広島県内の養成施設の学生である（新入学生に限る）</p> <p>③ 養成施設の学生となった年度の前年度に広島県に住民登録をしていた人であり、かつ、養成施設での修学のため転居をしている</p> <p>※ただし、働きながら通信課程等を受講する人も含まれます。</p> <p>※就労活動に制限がない在留資格（特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）を持つ外国籍の方も対象となります。</p> <p>※介護福祉士養成課程に修学する外国人留学生についても、対象とします（7頁参照）。</p> <p>※生活費加算の対象者は、広島県内に住民票のある者としてします。</p>												
2 他制度との併用	<p>高等職業訓練給付金等の国庫補助事業、本資金と同種の用途である貸付金や給付金を利用している人は貸付対象になりません。</p> <p>また、高等教育の修学支援新制度との併給については、高等教育の修学支援新制度が優先されます。なお、給付型奨学金の対象者は、生活費加算は利用できません。</p> <p>【本資金と併用できない制度等】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>他の都道府県が実施する介護福祉士修学資金等貸付、職業訓練（介護福祉士養成科コース）受講、高等職業訓練促進給付金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金、保育士修学資金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金、その他本資金と用途目的が同種の給付及び貸付 等</p> </div>												
3 貸付額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">資金種類</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 入学準備金</td> <td>200,000円以内</td> </tr> <tr> <td>② 学費（正規の修学期間を上限とする）</td> <td>50,000円以内（月額）</td> </tr> <tr> <td>③ 生活費加算</td> <td>年齢および居住地に対応する金額以内*1</td> </tr> <tr> <td>④ 就職準備金*2</td> <td>200,000円以内</td> </tr> <tr> <td>⑤ 国家試験受験対策費用*3</td> <td>40,000円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ③の詳細は6頁参照 ※2 ④は就業中の場合対象外 ※3 ⑤は介護福祉士課程に限ります</p>	資金種類	金額	① 入学準備金	200,000円以内	② 学費（正規の修学期間を上限とする）	50,000円以内（月額）	③ 生活費加算	年齢および居住地に対応する金額以内*1	④ 就職準備金*2	200,000円以内	⑤ 国家試験受験対策費用*3	40,000円以内
資金種類	金額												
① 入学準備金	200,000円以内												
② 学費（正規の修学期間を上限とする）	50,000円以内（月額）												
③ 生活費加算	年齢および居住地に対応する金額以内*1												
④ 就職準備金*2	200,000円以内												
⑤ 国家試験受験対策費用*3	40,000円以内												

項目	内容										
4 貸付申請及び貸付決定	<p>次の①から⑬の申請書類に申請書類送付票を添えて提出後、審査し、貸付の可否を決定します。広島県社会福祉協議会（以下、本会）が書類一式を受理後、約1か月後に結果を書面で通知します。 ※外国人留学生（在留資格：留学）の取扱いについては7頁を確認してください。</p> <p>① 借受申請書 ② 住民票の写し（本籍地及び世帯全員の記載があるもの） ③ 印鑑登録証明書 ④ 個人情報の取扱いに関する同意書</p> <p>⑤ 養成施設の合格証明書（写） ※入学前に入学準備金の交付を希望する場合 ⑥ 離職証明書 ※入学時に45歳以上で離職後2年以内の場合 ⑦ 生活保護が廃止されたことわかる証明書（借受申請者） ※ただし、入学前に申請する場合は「福祉事務所の意見書」および「生活保護受給証明書」を提出し、入学後に生活保護の廃止されたことわかる証明書を提出すること ⑧ 生活保護に準ずる世帯である証明書（保護者等全員）</p> <p>⑨ 養成施設推薦書兼在学証明書 ※入学後に養成施設から本会に直接提出 ※枠内は該当者のみ ※⑦⑧は生活費加算の申請を希望する場合（詳細は6頁参照）</p> <p>【連帯保証人関係書類】 ⑩ 住民票の写し（本籍地の記載があるもの） ⑪ 印鑑登録証明書 ※借受申請者と同一世帯で②に記載がある場合省略可 ⑫ 収入及び課税状況が確認できる書類</p> <p>【法定代理人（親権者または後見人）関係書類】 ※借受申請者が未成年の場合のみ ⑬ 印鑑登録証明書※法定代理人全員分が必要。ただし⑩と重複する場合は省略可。</p> <p>◆住民票の写しに関する留意点 ・住民票コードは記載不要です。また、個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は、受理できませんのでご注意ください。 ・外国籍の人は「国籍・地域」「中長期在留者・特別永住者等の区分」「在留カード等の番号」「在留資格・在留期間等・在留期間等満了日」の記載のあるものを提出してください。</p>										
5 申請期限	<p>入学前に入学準備金の交付を希望する場合 毎年度1月中旬 その他の場合 毎年度5月上旬</p>										
6 資金交付	<p>1. 必要書類 ※送金先は借受人が指定する本人名義の口座とします。 貸付決定した場合、次の①から③の書類提出が必要です。 ① 借用書 ② 口座振込依頼書 ③ 口座振込先（借受人名義）が確認できる通帳（表紙の次頁部分）の写し</p> <p>2. 資金交付時期 貸付決定後、必要書類の提出および入学確認（養成施設推薦書の確認）をもって資金交付します。</p> <table border="1" data-bbox="288 1563 1394 1845"> <thead> <tr> <th data-bbox="288 1563 807 1608">資金種類</th> <th data-bbox="807 1563 1394 1608">交付時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="288 1608 807 1666">① 入学準備金※・学費・生活費加算【初回】</td> <td data-bbox="807 1608 1394 1666">入学前に貸付決定：4月下旬～5月上旬頃 入学後に貸付決定：必要書類受理後、約1か月後</td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 1666 807 1724">② 学費・生活費加算【2回目以降】</td> <td data-bbox="807 1666 1394 1724">3か月分ずつその3か月の最初の月の下旬に交付 (4月, 7月, 10月, 1月)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 1724 807 1783">③ 就職準備金</td> <td data-bbox="807 1724 1394 1783">最終回の貸付け時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 1783 807 1845">④ 国家試験受験対策費用</td> <td data-bbox="807 1783 1394 1845">最終年次の4月</td> </tr> </tbody> </table> <p>【※入学前に入学準備金の貸付を希望する場合】 入学準備金に限り、希望により入学前に貸し付けることができます。 貸付決定後、上記の必要書類を提出した約1か月後に資金を交付します。 ただし、1月中旬までに借入申請し、2月末日までに上記の必要書類が本会に提出されていることを条件とします。（本会必着）</p>	資金種類	交付時期	① 入学準備金※・学費・生活費加算【初回】	入学前に貸付決定：4月下旬～5月上旬頃 入学後に貸付決定：必要書類受理後、約1か月後	② 学費・生活費加算【2回目以降】	3か月分ずつその3か月の最初の月の下旬に交付 (4月, 7月, 10月, 1月)	③ 就職準備金	最終回の貸付け時	④ 国家試験受験対策費用	最終年次の4月
資金種類	交付時期										
① 入学準備金※・学費・生活費加算【初回】	入学前に貸付決定：4月下旬～5月上旬頃 入学後に貸付決定：必要書類受理後、約1か月後										
② 学費・生活費加算【2回目以降】	3か月分ずつその3か月の最初の月の下旬に交付 (4月, 7月, 10月, 1月)										
③ 就職準備金	最終回の貸付け時										
④ 国家試験受験対策費用	最終年次の4月										

項目	内容
7 利子	無利子
8 連帯保証人	<p>連帯保証人が1名必要です。</p> <p>【連帯保証人の要件】 *原則、次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県内に居住し住民登録している者 ※ただし、3親等以内の親族は県外在住の者も可 ・日本国籍を有する者又は外国籍で在留資格が永住者等の者 (外国人留学生については、特例として法人による連帯保証も可) ※詳細は7頁参照 ・行為能力者であり債務を弁済する資力を有する者 ・貸付決定者(借受人)と連帯して債務(延滞利子含む)を返還する意思がある者 <p>※原則、申請者が未成年者である場合は、連帯保証人は法定代理人としてください。ただし、上記の要件を満たさない場合は、他の連帯保証人を設定してください。</p> <p>※要件を満たす連帯保証人の設定が難しい場合は本会までご相談ください。</p> <p>※審査により、連帯保証人として適当と認められない場合があります。</p>
9 貸付契約解除	<p>借受人が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき(①～⑥のいずれかに該当する場合)、または借受人から解除の申し出があったときは、貸付契約を解除します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 退学したとき ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき ④ 死亡したとき ⑤ 貸付後、申請内容に虚偽が判明したとき ⑥ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
10 介護福祉士国家試験	<p>平成29年度～令和8年度に介護福祉士養成施設を卒業する修学生については、国家試験の受験を任意とします。ただし、国家試験受験対策費用の貸付を受ける場合は、卒業年次の国家試験の受験は必須とします。</p>
11 社会福祉士国家試験	<p>災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、国家試験を連続して3回まで受験することができるものとします。</p>

項目	内容						
12 当然免除	<p>次の①から③までの要件をすべて満たすとき、または④に該当するときは、貸付額に係る返還の債務を免除します。</p> <p>① 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士または社会福祉士の登録を行う</p> <p>② 広島県内等において、返還免除対象業務に従事している</p> <p>③ 介護福祉士または社会福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年の間（以下、「返還免除対象期間」という）、引き続きこれらの業務に従事したとき</p> <p>④ 返還免除対象業務に従事中、業務上の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき</p> <p>※ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合または国家試験に合格できなかった場合であって、会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認められた場合は、「卒業した日」を「国家試験に合格した日」と読み替えることができます。</p> <p>※ 過疎地域従事者(下表)及び中高年離職者(入学時に45歳以上、かつ離職して2年以内)は返還免除対象期間を3年間とします。</p> <p>過疎地域一覧： 【全域過疎】 府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町 【一部過疎】 呉市(倉橋、下蒲刈、蒲刈、豊浜、豊)、三原市(大和、久井)、尾道市(御調、瀬戸田)、福山市(内海)、東広島市(福富、豊栄、河内)、廿日市市(吉和、宮島)</p> <p>※ 返還免除対象業務は次の条件を満たしている必要があります</p> <table border="1" data-bbox="312 1149 1347 1317"> <thead> <tr> <th>返還免除対象期間</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年</td> <td>在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上であること</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上であること</td> </tr> </tbody> </table>	返還免除対象期間	条件	5年	在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上であること	3年	在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上であること
返還免除対象期間	条件						
5年	在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上であること						
3年	在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上であること						
13 返還	<p>次の①から④までのいずれかに該当する場合は、原則として、当該事由の生じた日の翌月から、本会が定める金額を一括または月賦の均等払い（返還期間は貸付を受けた期間の2倍の月数以内）に返還しなければなりません。</p> <p>また、退学、著しい成績不良、虚偽申請により、貸付契約の解除に至ったときは一括返還しなければなりません。</p> <p>① 貸付契約が解除されたとき</p> <p>② 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士もしくは社会福祉士として登録せず、または広島県内等において返還免除対象業務に従事しなかったとき</p> <p>③ 広島県内等において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき</p> <p>④ 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき</p>						

項目	内容
14 延滞 利子	<p>返還すべき額につき、貸付決定時の所定の割合で計算した延滞利子を徴収するものとします。</p> <p>なお、令和2年4月以降に貸付決定した者は、返還すべき額につき年3パーセントの割合で算定した額とします。</p> <p>※正当な理由がなく、貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて算定を行います。</p>
15 返還 猶予	<p>次の①から④のいずれかの要件に該当する事由が継続する期間、(③④については履行期間の到来していない) 貸付額に係る返還債務の履行を猶予します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた養成施設に在学しているとき ② 貸付決定時に在学していた養成施設を卒業後、引き続き、養成施設において修学しているとき ③ 広島県内等において返還免除対象業務の業務に従事しているとき ④ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき <p>【返還免除対象業務に従事（返還猶予）中に離職した場合の取扱いについて】</p> <p>返還免除対象業務従事中に離職した場合、離職日の翌月末までに返還免除対象業務に再就職した場合は、継続して従事しているものとみなします。</p> <p>離職日の翌月末までに返還免除対象業務に再就職できなかった場合、求職活動を行っている期間は、離職日から3か月ごとに、毎月の就職活動の状況報告を行うことで、最長1年間の返還猶予を認める場合があります。</p>

項目	内容							
16 裁量免除	<p>次の①から③の区分に応じて返還の債務額を免除します。</p> <table border="1" data-bbox="319 246 1348 616"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>免除規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①死亡し、または障害により貸付金を返還することができなくなったとき</td> <td rowspan="2">返還の債務額の全部または一部</td> </tr> <tr> <td>②長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年経過したとき</td> </tr> <tr> <td>③広島県内等において本事業による貸付けを受けた期間以上、返還免除対象業務に従事したとき</td> <td>返還の債務額の全部または一部</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①～③いずれも既に返還を受けた金額を除きます。 ※①～②については、相続人または連帯保証人からの返還が困難な場合等真にやむを得ない場合に限り ります。 ※③については、本人の責による免職や特別な事情がない恣意的な退職者には適用しません。 ※裁量免除の額は、広島県内等において返還免除対象業務に従事した月数を、貸付けを受けた月数（この期間が24に満たないときは24とする）の2分の5※に相当する月数で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> $\text{③の免除額} = \text{返還債務額} \times \frac{\text{従事期間（月）}}{\text{貸付期間（24に満たない場合は24）（月）} \times 2.5^{\ast}}$ </div> <p>* 過疎地域従事者及び中高年離職者は2分の3（1.5）となります。</p>	区分	免除規定	①死亡し、または障害により貸付金を返還することができなくなったとき	返還の債務額の全部または一部	②長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年経過したとき	③広島県内等において本事業による貸付けを受けた期間以上、返還免除対象業務に従事したとき	返還の債務額の全部または一部
区分	免除規定							
①死亡し、または障害により貸付金を返還することができなくなったとき	返還の債務額の全部または一部							
②長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年経過したとき								
③広島県内等において本事業による貸付けを受けた期間以上、返還免除対象業務に従事したとき	返還の債務額の全部または一部							
17 資格取得に関する特記事項	<p>【平成29年度以降の介護福祉士国家資格取得に関する取り扱いについて】 平成29年度から令和8年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、卒業から5年間介護福祉士資格が付与されます。また、次のいずれかを満たすことで、その後も引き続き介護福祉士資格を保持することができます。</p> <p>A 卒業後5年以内に国家資格に合格すること B 原則卒業後5年間連続して実務に従事すること</p> <p>※AとBのいずれも満たせなかった場合は、介護福祉士国家試験の受験資格は有しており、国家試験に合格することにより、介護福祉士資格を取得することができます。</p> <p>令和9年度以降の介護福祉士養成施設卒業者については、国家試験に合格することが介護福祉士取得の要件となります。</p> <p>【返還免除に関する留意点】 卒業後5年間連続して実務に従事できず、介護福祉士資格を保持できなかった場合の取り扱いについては現時点で未定であり、国の方針が確定次第、改めて取り扱いを定めることとします。</p>							

項目	内容																									
18 生活費加算の貸付要件	<p>次のいずれかの世帯が生活費加算の対象となります。</p> <p>(1) 生活保護を受給していたが、修学にあたり借受申請者に対する支給が廃止された世帯 (2) 生活保護受給世帯に準ずる経済状況にある世帯 ※広島県内に住民票がある者としてします</p> <p>(1) 修学にあたり貸付申請者に対する生活保護支給が廃止された世帯 借受申請者に対して生活保護の支給が廃止されていることがわかる書類（福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書（写）等）を提出してください。 ※生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできません。 ※ただし、入学前に申請を希望する場合で、借受申請者の生活保護が廃止されていない場合は、「福祉事務所の意見書」および「生活保護受給証明書」を提出し、入学後に改めて生活保護の廃止されたことのわかる証明書を提出してください。</p> <p>(2) 生活保護受給世帯に準ずる経済状況にある世帯について 貸付申請日の属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けている場合とし、保護者等全員の該当する提出書類の確認をもって、該当世帯として認めます。</p> <table border="1" data-bbox="284 837 1382 1352"> <thead> <tr> <th></th> <th>措 置</th> <th>確認書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>地方税（昭和25年法第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税</td> <td>市（区）町長名の課税証明書</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>地方税法第323条に基づく市町村民税の減免</td> <td>市（区）町長名の「市町民税減免決定通知書（写）」</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③</td> <td rowspan="2">国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民の掛金の減免</td> <td>【法定免除の場合】 日本年金機構理事長名の「国民年金保険料免除理由該当通知書（写）」</td> </tr> <tr> <td>【申請免除の場合】 日本年金機構理事長名の「国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（写）」</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予</td> <td>市（区）町長名の「国民健康保険料（税）減免決定通知書（写）」もしくは市（区）町長名の「国民健康保険料（税）徴収猶予承認通知書（写）」</td> </tr> </tbody> </table>		措 置	確認書類	①	地方税（昭和25年法第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税	市（区）町長名の課税証明書	②	地方税法第323条に基づく市町村民税の減免	市（区）町長名の「市町民税減免決定通知書（写）」	③	国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民の掛金の減免	【法定免除の場合】 日本年金機構理事長名の「国民年金保険料免除理由該当通知書（写）」	【申請免除の場合】 日本年金機構理事長名の「国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（写）」	④	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予	市（区）町長名の「国民健康保険料（税）減免決定通知書（写）」もしくは市（区）町長名の「国民健康保険料（税）徴収猶予承認通知書（写）」									
	措 置	確認書類																								
①	地方税（昭和25年法第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税	市（区）町長名の課税証明書																								
②	地方税法第323条に基づく市町村民税の減免	市（区）町長名の「市町民税減免決定通知書（写）」																								
③	国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民の掛金の減免	【法定免除の場合】 日本年金機構理事長名の「国民年金保険料免除理由該当通知書（写）」																								
		【申請免除の場合】 日本年金機構理事長名の「国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（写）」																								
④	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予	市（区）町長名の「国民健康保険料（税）減免決定通知書（写）」もしくは市（区）町長名の「国民健康保険料（税）徴収猶予承認通知書（写）」																								
19 生活費加算の貸付額	<p>居住地の級地区分により貸付額を決定します。ただし、生活扶助基準の見直しがあった場合、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とします。</p> <table border="1" data-bbox="325 1547 1382 1682"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1級地-2</th> <th>2級地-2</th> <th>3級地-1</th> <th>3級地-2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12～19歳</td> <td>40,190円</td> <td>36,400円</td> <td>34,510円</td> <td>32,610円</td> </tr> <tr> <td>20～40歳</td> <td>38,460円</td> <td>34,830円</td> <td>33,020円</td> <td>31,210円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【居住地の級地区分】</p> <table border="1" data-bbox="325 1760 1382 1973"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>市 町 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地-2</td> <td>広島市、呉市、福山市、府中町</td> </tr> <tr> <td>2級地-2</td> <td>三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、海田町、坂町</td> </tr> <tr> <td>3級地-1</td> <td>竹原市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、江田島市、熊野町</td> </tr> <tr> <td>3級地-2</td> <td>安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	1級地-2	2級地-2	3級地-1	3級地-2	12～19歳	40,190円	36,400円	34,510円	32,610円	20～40歳	38,460円	34,830円	33,020円	31,210円	区 分	市 町 名	1級地-2	広島市、呉市、福山市、府中町	2級地-2	三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、海田町、坂町	3級地-1	竹原市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、江田島市、熊野町	3級地-2	安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町
区 分	1級地-2	2級地-2	3級地-1	3級地-2																						
12～19歳	40,190円	36,400円	34,510円	32,610円																						
20～40歳	38,460円	34,830円	33,020円	31,210円																						
区 分	市 町 名																									
1級地-2	広島市、呉市、福山市、府中町																									
2級地-2	三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、海田町、坂町																									
3級地-1	竹原市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、江田島市、熊野町																									
3級地-2	安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町																									

項目	内容
20 外国人留学生が申請する場合の取扱い(特例)	概要 介護福祉士養成課程における外国人留学生(在留資格:留学)は、専用の借受申請書で申請してください(希望者に個別に配布します)。特例として、外国人留学生に限り法人による連帯保証も可とします。※以下点線囲み部分
	貸付申請及び貸付決定 次の申請書類(個人の連帯保証:①~⑨,⑭ 法人の連帯保証:①~⑥,⑩~⑮)に申請書類送付票を添えて提出後、審査し、貸付の可否を決定します。本会が書類一式を受理後、約1か月後に結果を書面で通知します。 【基本書類】 ① 借受申請書 ② 住民票の写し(世帯全員の記載があるもの) ③ 印鑑登録証明書等(サイン証明書又は拇印証明書も可) ④ 個人情報の取扱いに関する同意書 ⑤ 介護福祉士養成施設の合格証明書(写) ※入学前に入学準備金の交付を希望する場合 ⑥ 養成施設推薦書兼在学証明書 ※入学後に養成施設から本会に直接提出 【連帯保証人(個人)関係書類】 ⑦ 住民票の写し(本籍地の記載があるもの) ⑧ 印鑑登録証明書 ⑨ 収入及び課税状況が確認できる書類 【連帯保証人(法人)関係書類】 ⑩ 法人の登記事項証明書 ⑪ 法人代表者の印鑑証明書 ⑫ 決算書(前年度を含め3か年分) ⑬ 法人の議決機関が連帯保証の意思決定を行ったことがわかる記録(評議員会や取締役会の議事録等) ⑭ 法人税納税証明書(その1またはその3,及びその2) ⑮ 法人情報等の取扱いに関する同意書 【法定代理人(親権者または後見人)関係書類】 ※借受申請者が未成年の場合のみ ⑯ 印鑑登録証明書等(サイン証明書又は拇印証明書も可) ◆住民票の写しに関する留意点 ・住民票コードは記載不要です。個人番号(マイナンバー)が記載されている場合、受理できませんのでご注意ください。 ・「国籍・地域」「中長期在留者・特別永住者等の区分」「在留カード等の番号」「在留資格・在留期間等・在留期間等満了日」の記載がある住民票の写しを提出してください。 ◆書類記入にあたっての注意点 ・署名・押印等は各種証明書類の記載に基づいて行ってください。 ・その他必要書類の記入は原則日本語としますが、難しい場合は本会まで相談してください。 連帯保証人(個人又は法人)が1名(法人)必要です。 【連帯保証人(個人)の要件】 *原則、次のいずれにも該当する者 ・広島県内に居住し住民登録している者 ※ただし、3親等以内の親族は県外在住の者も可 ・日本国籍を有する者又は外国籍で在留資格が永住者等の者 ・行為能力者であり債務を弁済する資力を有する者 ・貸付決定者(借受人)と連帯して債務(延滞利子含む)を返還する意思がある者 【連帯保証人(法人)の要件】 *原則、次のいずれにも該当する法人 ・登記されている法人であること ・法人の議決機関が連帯保証の意思決定を行っていること ・貸付決定者(借受人)と連帯して債務(延滞利子含む)を返還する意思があること ・債務を弁済する資力を有すること ※各法人に係る関係法令や監督官庁からの通知に基づき、適切に手続きを行ってください。 ※要件を満たす連帯保証人の設定が難しい場合は本会までご相談ください。 ※審査により、連帯保証人として適当と認められない場合があります。

※上記以外の取扱いは通常と同様とします。

(附 則)

この取扱要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 10 月 3 日 一部改正施行

平成 31 年 1 月 23 日 一部改正施行

令和元年 11 月 8 日 一部改正施行

令和 2 年 6 月 15 日 一部改正 同 6 月 15 日施行